

岩手県告示第418号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和元年度全期技能検定試験を次のとおり行う。

令和元年11月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 技能検定試験の実施職種 隨時3級（随時実施により行われる3級をいう。） 機械加工（数値制御旋盤に係るものに限る。）

注 試験については、当該職種に係る基礎級に合格した者に限り受けることができるものとする。

- 2 技能検定試験の日時及び場所

区分	日 時	場 所
実技試験	令和元年12月19日（木）	別に通知する。
学科試験	別に通知する日時	

- 3 受検手続 受検申請書を令和元年12月12日（木）までに岩手県職業能力開発協会に提出してください。

- 4 その他 詳細については、岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室又は岩手県職業能力開発協会（紫波郡矢巾町大字南矢幅第10地割3番地1 岩手県立産業技術短期大学校内）に問い合わせてください。